

食品安全検査の対象となる植物由来食品の範囲

品名	HSコード
ばれいしょ(生鮮のものおよび冷蔵したものに限り)	0701900000
トマト(生鮮のものおよび冷蔵したものに限り)	0702000000
タマネギ、シャロット、ニンニク、リーキその他ネギ属の野菜(生鮮のものおよび冷蔵したものに限り)	0703101900;0703102900;0703209000;0703909000
キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するアブラナ属の食用野菜(生鮮のものおよび冷蔵したものに限り)	0704
レタス(ラクトウカ・サティヴィア)およびチコリー(キコリウム属のもの)(生鮮のものおよび冷蔵したものに限り)	0705
ニンジン、カブ、サラダ用ビート、サルシファイ、セルリアク、ダイコンその他これらに類する食用の根(生鮮のものおよび冷蔵したものに限り)	0706
キュウリおよびガーキン(生鮮のものおよび冷蔵したものに限り)	0707000000
豆(生鮮のものおよび冷蔵したものに限りとし、さやを除いてあるかないかを問わない)	0708
その他の野菜(生鮮のものおよび冷蔵したものに限り)	0709
冷凍野菜(調理していないものおよび蒸気または水煮による調理をしたものに限り)	0710
一時的な保存に適する処理をした野菜(例えば、亜硫酸ガスまたは塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適さないものに限り)	0711
乾燥野菜(全形のものおよび切り、砕きまたは粉状にしたものに限りとし、さらに調製したものを除く)	0712
乾燥した豆(さやを除いたものに限りとし、皮を除いてあるかないかまたは割ってあるかないかを問わない)	0713109090;0713209000;0713319000;0713329000; 0713339000;0713399000;0713409000;0713509000; 0713909000
カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉またはイヌリンを多量に含有する根および塊茎(生鮮のものおよび冷蔵し、冷凍または乾燥したものに限りとし、切っているかないかまたはペレット状にしてあるかないかを問わない)ならびにサゴやしの髓	0714
ココヤシの実、ブラジルナッツおよびカシューナッツ(生鮮のものおよび乾燥したものに限りとし、殻または皮を除いてあるかないかを問わない)	0801
その他のナッツ(生鮮のものおよび乾燥したものに限りとし、殻または皮を除いてあるかないかを問わない)	0802
バナナ(プランテインを含むものとし、生鮮のものおよび乾燥したものに限り)	0803
なつめやしの実、イチジク、パイナップル、アボカド、グアバ、マンゴーおよびマンゴスチン(生鮮のものおよび乾燥したものに限り)	0804
かんきつ類の果実(生鮮のものおよび乾燥したものに限り)	0805
ブドウ(生鮮のものおよび乾燥したものに限り)	0806
パパイヤおよびメロン(スイカを含む)(生鮮のものに限り)	0807
リンゴ、ナシおよびマルメロ(生鮮のものに限り)	0808
アンズ、サクランボ、桃(ネクタリアンを含む)、プラムおよびスロー(生鮮のものに限り)	0809
その他の果実(生鮮のものに限り)	0810
冷凍果実および冷凍ナッツ(調理していないものおよび蒸気または水煮による調理をしたものに限りとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない)	0811
一時的な保存に適する処理をした果実およびナッツ(例えば、亜硫酸ガスまたは塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適さないものに限り)	0812
乾燥果実(第08.01項から第08.06項までのものを除く)およびこの類のナッツまたは乾燥果実を混合したもの	0813
かんきつ類の果皮およびメロン(スイカを含む)の皮(生鮮および冷凍し、乾燥または塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたものに限り)	0814
コーヒー(いってあるかないかまたはカフェインを除いてあるかないかを問わない)、コーヒー代用物(コーヒーの含有量のいかんを問わない)	0901
茶(香味を付けてあるかないかを問わない)	0902
マテ	09030000
トウガラシ属またはピメンタ属の果実(乾燥し、破碎または粉碎したものに限り)およびコショウ属のペッパー	0904
ショウガ、サフラン、ウコン、タイム、ゲッケイジュの葉、カレーその他の香辛料	0910
小麦およびメスリン	1001
ライ麦	10020000
大麦および裸麦	10030000
オート	10040000
トウモロコシ	100590
コメ	1006
グリーンソルガム	1007000000
ソバ、ミレットおよびカナリーシードならびにその他の穀物	1008
その他の加工穀物(例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切りまたは粗くひいたもの。第10.06項のコメを除く)および穀物の胚芽(全形のものおよびロールにかけ、フレーク状にしたまたはひいたものに限り)	1104
大豆(割ってあるかないかを問わない)	12010090
落花生(いってないものその他の加熱による調理をしていないものに限りとし、殻を除いてあるかないかまたは割ってあるかないかを問わない)	1202109000;120220000
コブラ	12030000
菜種(割ってあるかないかを問わない)	1205
ヒマワリの種(割ってあるかないかを問わない)	1206
その他の採油用の種および果実(割ってあるかないかを問わない)	1207400000;1207500000;12079920000;1207993000; 1207999000
海草その他の藻類、ローカストビーン、テンサイおよびサトウキビ(生鮮のものおよび冷蔵し、冷凍または乾燥したものに限りとし、粉碎してあるかないかを問わない)ならびに果実の核および仁その他の植物性生産品(チコリー(キコリウム・インテュブス変種サティウム)の根でいってないものを含む)	12122019;12122090;1212910000;1212991900; 1212993000;1212999000

(出所) 農業農村開発省通達13号(13/2011/TT-BNNPTNT)を基に作成